

建設リサイクル法 / 愛知県講習会における質問と回答

講習会 県下7会場、期日：平成14年3月5日～4月26日
愛知県建設部建築指導課

目 次

- 1．特定建設資材
- 2．対象建設工事
- 3．対象建設工事の届出等
- 4．分別解体の方法
- 5．再資源化施設等
- 6．発注者との契約内容及び報告等
- 7．解体工事業及び標識等
- 8．特定建設資材廃棄物
- 9．マニフェスト等

- 1 - Q 1：区画線の抹消工事（アスファルト表面に付着している区画線）は特定建設資材のアスファルトに該当しますか。現在は行政の指導で廃プラとして処理しています。
- A 2：該当しません。
中間処理施設では受け入れ不可のため、最終処分場へ搬入することになります。
- 1 - Q 2：ガラス等が特定建設資材として指定される見込みはありますか。あるとすれば、その時期はいつごろですか。
- A 2：政令事項であるので、本県では答えられません。
- 1 - Q 3：対象建設物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（付着物）とは、具体的に何をさしますか。
- A 4：人力のみでは用意に分離することができないものをいいます。
ただし、紙や釘など資材から分離することが容易でなく、かつ、付着していても再資源化施設が受け入れ可能なものは分別解体する必要はありません。
- 1 - Q 4：特定建設資材の使用量による制限や規定はないか。
- A 4：ありません。
-
- 2 - Q 1：設備工事（電気、給排水、ガス、空調、エレベータ等）は対象建設工事に該当しますか。該当する場合の基準は「その他工作物」でよいですか。
- A 1：一般的に、既設の建築物に設備工事を施工する場合は、政令第2条第三号のリフォーム工事にあたります。ただし、屋外にタンク等を設置する場合は同第四号の工作物にあたります。

- 2 - Q 2 : 1つの建設工事において建築工事(元請会社A)と設備工事(元請会社B)が分離発注された場合、建築工事、設備工事個別に基準を適用するのですか。
A 2 : 届出は原則として契約単位であるので、工事受注者が異なれば届出等の適用は別々となります。
- 2 - Q 3 : 仮設のプレハブ事務所は対象建設工事になりますか。
A 3 : 基礎を含めてすべてがプレハブであり、解体した場合にリース用等の資材となるものであれば届出されても意味がありませんが、一般的に基礎は現場施工でありこの解体により廃棄物が発生するので、届出を行う必要があります。
- 2 - Q 4 : 税法上修繕費用となる工事を含んだ設備費用工事の合計金額が1億円以上となる時、対象となるのか。
A 4 : 対象になります。
- 2 - Q 5 : 4号建築物とは何ですか。
A 5 : 建築基準法第6条第1項第四号に定める建築物で、用途が特殊建築物以外で、木造なら2階以下かつ500㎡以下のもの、非木造なら平屋かつ200㎡以下のものです。
- 2 - Q 6 : 「同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合は、一つの契約とみなすが正当な理由に基づいて分割した場合はこの限りでない」とあるが、正当な理由とは具体的に何を示しますか。
A 6 : 工期が相当程度離れており、その間、建築物等を通常通り使用するなど、分割したものが全く別の工事だとみなされる場合などをいいます。
- 2 - Q 7 : 1億円未満で建築基準法上「大規模の修繕」工事の場合は、解体工事に該当しないと考えてよいですか。
A 7 : そのとおり。
- 2 - Q 8 : 対象建設工事の届出後から完成までの間、また過去の対象建設工事について立入検査はありますか。
A 8 : 定例的なものではなく、問題や疑念が生じた場合などに行う予定です。
- 2 - Q 9 : 工作物のうち、土木系、建築系にはそれぞれどのようなものがあるのか。また舗装工事は対象となるのか。
A 9 : 土木系工作物には、造園工事や舗装工事、造成工事、護岸工事などが、また、建築系工作物には、煙突、鉄塔、広告塔、コンクリート柱、タンクなどがあります。
- 2 - Q 10 : 請負金額が500万円以上の造成工事において仮設工として少量のコンクリートを使用する場合、届出は必要か。
A 10 : 特定建設資材の量に係わらず届出は必要です。

-
- 3 - Q 1 : 届け出費用は必要ですか。

- A 1 : 無料です。
- 3 - Q 2 : 届け出したら受領票がもらえるが、受領票の保管期限がありますか。
A 2 : 特に規定は定めないが、再資源化が完了した旨を発注者に報告してから概ね 1 年間でよいと考えられます。
- 3 - Q 3 : 1 契約の中に 2 種類以上の対象建設工事を含む場合に届出書はそれぞれ必要ですか。
A 3 : 届出書は 1 枚で、該当する別表を複数枚添付してください。
- 3 - Q 4 : 届け出は工事着手の 7 日前までとあるが、解体工事の場合の工事着手は実際に建築物を解体する時点であり、仮囲い、足場等の仮設工事は含まないと解釈してよいですか
A 4 : 解体工事の契約の内容に含まれる仮設工事は、含まれます。
- 3 - Q 5 : 着工時に予期しない特定建設資材が発生した場合、どのような処置をすればよいですか。
A 5 : それが着工前に判明した場合は変更届が必要になりますが、着工後に判明した場合は変更届は不要です。ただし、それでも適正に分別解体する義務があることは変わりありませんので注意してください。
- 3 - Q 6 : 届出書の記入例はあるか。
A 6 : 「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引き(案)」(大成出版社)に掲載されています。
- 3 - Q 7 : 建築確認申請と同時に届出書を提出する場合、民間の指定確認検査機関に届け出てもよい
か。
A 7 : 建設リサイクル法に基づく届出書は、指定確認検査機関では受け付けることができません。
- 3 - Q 8 : 建築物の新築500㎡以上の場合で、契約時に請負契約に係る書面の記載事項が決まってい
ないときはどうするのか。
A 8 : 建設リサイクル法では、工事請負契約時に分別解体の方法や解体工事に要する費用を書面
に記載することになっています。従って、これらを決めてから契約することになります。
- 3 - Q 9 : マンションの塗装工事で 1 億円以上であれば対象になるとのことだが、この工事では実際
塗料の空き缶や養生ビニール等が産業廃棄物として発生するだけなので、対象にしなくても
よいのではないか。
A 9 : 塗装工事でも特定建設資材を使用しなければ、対象にはなりません。
- 3 - Q 10 : 対象建設工事の届出は、元請業者が代行してよいか。また、建築士はどうか。
A 10 : 当該工事を受注した元請業者及び当該建築物等を設計した建築士はともに届出の代理又は
代行ができます。。
- 3 - Q 11 : 解体工事業者が建築物を無償で解体する場合、届出は必要か。
A 11 : 解体する建築物が80㎡以上であれば、届出は必要です。
- 3 - Q 12 : 届出書において再資源化の予定施設を記入する必要はないか。
A 12 : 法律上は記入する必要はありませんが、本県では指導として、再資源化施設が決まってい
る場合は、届出書別表 1 ~ 3 の備考欄に記入してもらおうことにしています。

3 - Q13 : 「工事の着手」とはいつの時点のことを言うのか。

A13 : 仮囲い、仮設工、養生等の当該対象建設工事に係るすべての仮設工事の着手を言います。

4 - Q1 : 特定建設資材に指定されていない屋根ふき材等は、分別解体等の計画の中に屋根ふき材の取り外しがなくてもよいのか。

A1 : 解体する建築物に特定建設資材が含まれており、その規模が政令の数値以上であれば、建築物全体を建築資材の種類ごとに分別しつつ解体する必要があります。

4 - Q2 : 解体工事において、工程の順序及び分別解体等の方法で、施工の技術上これにより難しい正当な理由に該当する具体例とは何か。

(例)理論上、技術的に施工可能であるが、それにより発注者及び受注者に過大な負担(費用等)がかかる場合など。

A2 : 屋根ふき材の取り外しにおいて、下地材が腐朽等により、作業員が屋根の上に登れない場合などが考えられます。

5 - Q1 : 講習会で愛知県内の再資源化施設は、コンクリート159施設、木くず49施設との説明がありましたが、具体的施設名、場所を教えてください

A1 : 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分量の許可を得ている者のうち、特定建設資材廃棄物の種類ごとの専用施設は、別添のとおりです。

(5月下旬ホームページで公表予定)

5 - Q2 : コンクリートガラ、アスファルトガラ、木くずのそれぞれについて、再資源化施設の定義を教えてください

A2 : 基本方針に示されている用途に再資源化するための施設です。なお、施工者が排出事業者該当し、自社施設で再資源化を行うのであれば、廃棄物処理法の許可は不要です。また、委託により再資源化を行う際には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分量の許可を得ている施設で行うということになります。

5 - Q3 : 木くずのサマール・リサイクルは再資源化と認められますか。

又、サマール・リサイクルの定義、条件はありますか。

A3 : 認められます。発電や木くずボイラーの燃料が典型ですが、単なる焼却でなければサマール・リサイクルに当てはまります。ただし、得られる熱でやかんの湯を沸かすといった行為は含まれません。

5 - Q4 : 木くずは、工事現場から再資源化施設までの距離が50kmとあるが、運行経路ですか又は直線距離ですか。

A4 : 直線距離で判断して差し障りありません。

5 - Q5 : 木くずは条件を満足すれば縮減(焼却)できるが、平成14年12月からダイオキシンの濃度基準が厳しくなり、適正処理を実施するため基準を満足する焼却施設を公表してください

い。

A 5 : ダイオキシン類対策特別措置法において、施設等の設置者はダイオキシン類の測定が義務づけられており、その結果は県において公表していますので参考にしてください。

なお、結果を掲載している愛知県のホームページアドレスは以下のとおりです。

URL <http://www.pref.aichi.jp/kankyotyosa/dxn/12/dxn01051-1.html>

「あいちの環境」「環境調査結果」「ダイオキシン類調査結果」「平成12年度の調査結果」「ダイオキシン類に係る事業者測定結果」「別表1 排出ガス中のダイオキシン類測定結果(pdf形式)」

5 - Q 6 : 発注者が再資源化等に要した費用を支払った証明はどうするのですか。見積書等を届出書に添付する必要はありますか。また、見積書の保管は必要ですか。

A 6 : 法18条第1項で、再資源化等が完了したことの発注者への報告が義務付けられています。また施行規則第5条で報告すべき事項を以下のように定めています。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

なお、三の中で、特に見積書を添付する必要はありません。

6 - Q 1 : 「再資源化等の完了報告書」は指定の様式および記入例がありますか

A 1 : 法定の書式はありません。「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」(2002年5月;建設リサイクル法実務手続研究会編;(株)大成出版社発行)に、様式例が示されています。

6 - Q 2 : 「再資源化等が完了した年月日」は、最後に交付したマニフェストのE票が返送された年月日と解釈してよいですか

A 2 : 例えば、特定建設資材廃棄物である木くずについては「(資材又は原材料として利用できる状態にするため)チップ化を行った日」としてマニフェストに記載された日がそれに当たります。

6 - Q 3 : 「再資源化等に要する(要した)費用」は特定建設資材のみの収集運搬費用、中間処理(破碎又は焼却)費用と解釈してよいですか(特定建設資材以外の廃棄物は含まない)。

A 3 : そのとおりです。再資源化の義務付けがあるもののみが対象です。

6 - Q 4 : 契約書面に 分別解体方法、解体工事に要する費用、再資源化等施設名称及び所在地、再資源化等に要する費用の記載とあるが、書式は自由ですか。記入例を示してほしい。又、新築の場合は、及び のみが必要と考えてよいですか。

A 4 : 「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引き(案)」(大成出版社)に掲載されています。新築の場合は 及び のみ記入してください。

6 - Q 5 : 再資源化等実施状況に関する記録の作成、保存とあるが記録内容、保存期間を教えてください。

A 5 : 「記録内容」を具体的に示すことは考えていませんが、施行規則第5条による発注者への報告事項は当然のこととして、その他実施状況を記録してください。「保存期間」も定める

予定はありませんが、目安は5年と考えています。

6 - Q 6 : 特定建設資材廃棄物を収集運搬する場合は、元請業者からの下請けとなり、法第12条の規定による説明及び告知をすることになるのか。

A 6 : 法第12条の規定による告知は、建設業を営む下請業者が対象ですから、その必要はありません。

6 - Q 7 : 対象建設工事の請負契約(下請契約を含む。)には、注文書や注文請書なども含まれるか。

(2) 解体工事を含む新築工事を契約する場合、解体工事については別途の契約としなければならないか。

(3) 現場標識は、元請業者、下請業者ともに必要か。

(4) 技術管理者は、元請業者、下請業者ともに必要か。

(5) 下請業者を知事に届ける義務はないか。

A 7 : 一般的に、注文書等により工事を始めた場合は、それにより契約が成立したとみなされます。建設リサイクル法では、工事請負契約の当事者に対して分別解体等各種の書面の交付を義務づけているものです。

(2) 解体工事を別途契約にする必要はありません。

(3)(4) ともに必要です。

(5) 下請業者を届け出る義務はありません。

6 - Q 8 : 工事の発注者と廃棄物の運搬業者、発注者と再資源化業者とのそれぞれの契約は必要ないか。

A 8 : 元請業者との下請契約で結構です。

6 - Q 9 : 法第42条の規定による知事が報告をさせることのできることにについて、県はどのように扱うのか。

A 9 : 特に決めてはいませんが、問題が生じた場合にはまず関係者から報告を求めることになると思います。

7 - Q 1 : 解体工事業登録業者の技術管理者は現場に常駐する必要がありますか。

A 1 : 技術管理者は個々の現場に常駐する必要はなく、必要の都度出張するなど、現地で解体工事に従事する他の者の監督を行うことが必要とされています。

7 - Q 2 : 解体工事業登録業者は現場ごとに標識を掲示しなければならないが、標識の大きさ等様式がありますか。

A 2 : 標識の様式とサイズは「解体工事に係る登録等に関する省令」別記様式第7号により定められています。

7 - Q 3 : 建設業許可業者A(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業許可業者)が解体工事において建設業許可業者B(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業許可業者)を下請けとして使用する場合、下請けBも標識を掲示する必要がありますか

A 3 : 建設業法第40条で建設業者に標識の掲示が義務づけられています。このことから、元請け業者、下請け業者ともに解体工事現場での標識の掲示が必要となります。

-
- 8 - Q 1 : 特定建設資材廃棄物は単品でマニフェストを発行する必要がありますか
- A 1 : 特定建設資材廃棄物の再資源化は、廃棄物処理法上は廃棄物の処理に当たりますので、廃棄物処理法の規定に従ってマニフェストを交付する必要があります。
- また、マニフェストは産業廃棄物の種類ごとに交付することとされており、特定建設資材廃棄物の種類ごとに交付する必要があります。(廃棄物処理法施行規則第8条の20第1号)
- 8 - Q 2 : 建設混合廃棄物とは具体的にどういうものを言っているのか。
- A 2 : 建設混合廃棄物とは、どうしても分別できないために混在して発生するもので、一般的には金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくずのような安定型廃棄物と、木くず、紙くず、繊維くず等の管理型廃棄物があります。
- 8 - Q 3 : 解体工事を含む工事契約を5月30日よりも前に締結し、同期日よりも相当後になって建物完成後に解体を行う場合、この法の適用はないか。
- A 3 : 明確な工事請負契約書があれば分別解体等の規定は適用除外となりますが、その場合でも9月1日以降に着工するものはできる限り分別解体の届出をしてください。
- 8 - Q 4 : 現場から出る立木や立竹の伐採材は、建設廃棄物になるか。
- A 4 : とともに建設資材ではないので、本法で対象とする建設資材廃棄物ではありませんが、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の木くずに該当します。
- なお、個人が住宅の庭木等を剪定した際に排出するものは、一般廃棄物になります。

-
- 9 - Q 1 : 建設廃棄物については現在、廃棄物処理法に基づくマニフェストにより管理をしており、これを遵守することで十分ではないか。
- A 4 : 今後発生量の急増が見込まれる建設廃棄物に関して、最終処分場の逼迫や不法投棄の増大といった諸問題を克服し、循環型社会を形成するための施策の一つとして建設リサイクル法は制定されています。この法の中で特に再資源化に取り組むことが必要であると考えられる特定の建設資材について、現場での分別や再資源化を義務付けられたものです。
- 9 - Q 2 : 元請業者から発注者への再資源化完了の報告は、マニフェスト伝票でよいとの説明があったが、このD、E票は産廃処理業者が提出する書類のはずだが。
- A 2 : 再資源化完了の報告にはこのマニフェストのD又はE票の写しを使用すればよいという意味です。